

経理規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、株式会社トゥワイス・リサーチ・インスティテュート(以下「この法人」という。)における経理処理に関する基本を定めたものであり、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握し、この法人の健全かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

第2条 (適用範囲)

この規程は、この法人の経理業務のすべてについて適用する。

第3条 (経理および会計処理の原則)

この法人の経理および会計処理は、法令、定款及びこの規程の定めるところによるほか、一般に公正妥当と認められる株式会社の会計の慣行に準拠して処理されなければならない。

第4条 (会計年度)

この法人の会計年度は、定款の定めにより、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

第5条 (区分経理)

この法人の経理においては、法令の要請に従い、必要とされる会計区分を設けるものとする。

第6条 (経理責任者)

1. 経理責任者は、代表取締役とする。ただし、経理責任者に事故があるとき又は経理責任者が欠けたときは、代表取締役が経理責任者の職務代行者を指名することができる。
2. 経理事務の担当者は、経理責任者の指示に従って経理事務を処理するものとする。

第7条 (帳簿書類の保存・処分)

経理に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は関係法規に従うものとする。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

第8条 (勘定科目の設定)

この法人の会計においては、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握するため必要な勘定科目を設ける。

第9条 (会計帳簿)

会計帳簿は、次の掲げるとおりとする。

- ・仕訳日記帳
- ・総勘定元帳
- ・補助元帳
- ・現金出納帳

第3章 収支予算

第10条（収支予算書の目的）

収支予算書は、各事業年度の事業計画の内容を明確な計数をもって表示し、かつ、収支予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第11条（収支予算書の作成）

1. 予算は、毎事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度の事業計画に基づき、収支予算書を作成するものとする。
2. やむを得ない事由により収支予算を変更しようとするときは、代表取締役による承認を受けなければならない。

第12条（収支予算の執行）

各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。

第13条（支出予算の流用）

予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用しないこととする。ただし、代表取締役および代表取締役が認めた者が予算の執行上必要があると認めるときは、その限りとしなない。

第4章 金銭

第14条（金銭の範囲）

1. この規程において金銭とは、現金及び預金をいう。
2. 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替預金証書及び官公署の支払通知書をいう。
3. 手形及びその他の有価証券は、金銭に準じて取扱うものとする。

第15条（会計責任者）

1. 金銭の出納及び保管については、経理責任者とは別にその責に任じる会計責任者を置かなければならない。
2. 会計責任者は、代表取締役が任命する。
3. 会計責任者は、金銭の保管及び出納事務を取扱わせるため、会計事務の担当者を若干名置くことができる。

第16条（金銭の出納）

1. 金銭の出納は、経理責任者の承認に基づいて行わなければならない。
2. 金銭の支払いについては、最終受取人の署名のある領収証を受け取らなければならない。ただし、所定の領収証を受け取ることができない場合は、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。
3. 銀行振込の方法により支払いを行う場合は、前項による領収証を受け取らないことができる。

第5章 財務

第17条（金融機関との取引）

1. 金融機関との預金取引、手形取引その他の取引を開始又は終了する場合は、代表取締役の承認を得て代表取締役が指定する者が行う。
2. 金融機関との取引は、代表取締役の名をもって行う。

第6章 決算

第18条（決算の目的）

決算は、一会計期間の会計記録を整理し、財務及び会計のすべての状態を明らかにすることを目的とする。

第19条（財務諸表等）

1. 経理責任者は、年度決算に必要な手続を行い、確定した年度決算に基づき、次に掲げる財務諸表等の案を作成し、毎事業年度の終了後2か月以内に代表取締役へ報告しなければならない。
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
2. 財務諸表等の様式及びその勘定科目は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成する。

第20条（財務諸表等の確定）

代表取締役は、前条に規定する財務諸表等を作成し、事業報告とともに株主総会へ提出し、その承認を得て財務諸表等及び事業報告を確定する。

第21条（細則）

この規程の実施に関し必要な事項は、代表取締役社長が定める。

第22条（改廃）

この規程の改廃は、代表取締役の決議による。

附則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。(令和6年1月1日制定)